

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
休みの日
に当た
る日を
翌日と
する）

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）
鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（〃）
- ◇ 訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令（〃）
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 一 県民の文化の振興を図るための事務を分掌する県民文化会館を設置することとした。
- 二 景観形成の指導に関する事務の一部を保健所、地方農林振興局及び土木事務所に分掌事務に加えることとした。
- 三 この規則は、平成五年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正（第一条関係）
- 1 鳥取県景観形成条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、特定行為及び大規模行為についての指導（周辺の景観に与える影響が特に大きいと認められる行為に係るものに限る。）、勧告、聴聞の実施、公表等を部長専決事項とすることとした。
- 2 鳥取県景観形成条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、鉱物の掘採についての指導（1の指導を除く。）を課長専決事項とすることとした。
- 3 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、県立県民文化会館の使用料の減免の決定を部長専決事項とすることとした。
- 4 ゴルフ場等会員契約の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務を部長専決事項とすることとした。
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正（第二条関係）
鳥取県景観形成条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、特定行為及び大規模行為についての指導（一の1及び2の指導を除く。）を保健所長、地方農林振興局長及び土木事務所長に委任することとした。
- 三 施行期日
この規則は、平成五年十月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の二 企画部の所管に属する機関(第三十五条・第三十六條)」を

「第二節の二 企画部の所管に属する機関
第一款 県民文化会館(第三十四条の二・第三十四条の三)
第二款 交通事故相談所(第三十五条・第三十六条)」

に改める。

第九条の二文化振興課の項に次の一号を加える。

三 県民文化会館に関すること。

第四章第二節の二中第三十五条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 県民文化会館

(名称及び位置)

第三十四条の二 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成五年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定により設置された県民文化会館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立県民文化会館	鳥取市

(分掌事務)

第三十四条の三 県民文化会館は、県民の文化の振興を図るための事務を分掌する。

第二款 交通事故相談所

第七十三条第二項衛生課の項に次の一号を加える。

十四 景観形成の指導(屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。)に関すること。

第一百七条第三項振興課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 景観形成の指導(都市計画区域外における土地(農地に限る。)の区画形質の変更に係るものに限る。)に関すること。

第一百七条第三項林業課の項に次の一号を加える。

二十 景観形成の指導(木竹の伐採及び都市計画区域外における土地(農地を除く。)の区画形質の変更に係るものに限る。)に関すること。

第一百五十六条第二項維持管理課の項に次の一号を加える。

七 景観形成の指導(広告塔、広告板、裝飾塔その他これらに類する工

作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域内における土地の区画形質の変更に係るものに限る。)に關すること。

第百五十六条第二項建築課の項に次の一号を加える。

六 景観形成の指導(建築物等(広告塔、広告板、裝飾塔その他これらに類する工作物を除く。)の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に係るものに限る。)に關すること。

附 則

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三職員厚生課の項課長専決事項の欄第七号(四)を次のように改め

る。

四 第二十三条ノ二の規定によりその例によることとされた恩給法第五十八条ノ四の規定による退職年金の年額の一部の支給停止及び退職年金外の所得の決定

別表第三職員厚生課の項課長専決事項の欄第七号中(四)を削り、同号(六)中「第二十五条」を「第二十四条ノ六」に改め、同号中(六)を(四)とする。
別表第三地域振興課の項の次に次のように加える。

<p>文化振興課</p>	<p>鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成五年三月鳥取県条例第二号)第五条の規定による使用料の減免の決定</p>	<p>全県公園 化・景観 形成推進 室</p>	<p>鳥取県景観形成条例(平成五年三月鳥取県条例第三号)に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第六条第四項の規定による景観形成基本方針の制定又は変更の告示 (二) 第十条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成地域の指定予定等の公告 (三) 第十条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成地域の指定等に関する公聴会の開催 (四) 第十条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成地域の指定等の告示 (五) 第十三条第一項及び第十七条第一項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導(周辺の景観に与える影響が特に大きいと認められる行為に係るものに限る。) (六) 第十三条第二項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指導に従うべきことの勧告 (七) 第十三条第三項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けるべき者についての聴聞の実施 (八) 第十三条第四項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に従わない旨の公表 (九) 第十四条第四項の規定による大規模行為景観形成基準の制定又は変更の告示</p>	<p>鳥取県景観形成条例第十三条第一項及び第十七条第一項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導(鉱物の掘採に係るもの(周辺の景観に与える影響が特に大きいと認められる行為に係るものを除く。)に限る。)</p>
--------------	--	-------------------------------------	---	---

別表第三社会課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

十五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成

五年政令第十九号）第七条の規定により知事の権限に属するものと

されたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年

法律第五十三号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による必要な措置をとるべきことの指示

(二) 第十一条第一項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に

係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令

(三) 第十一条第二項の規定による命令をした旨の公表

(四) 第十七条第一項の規定による報告の徴収又は事業所への立入検

査の実施

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則

第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項に次の一号を加える。

六十八 鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第十

三条第一項及び第十七条第一項の規定による必要な措置を講ずべき

ことの指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るもの（周辺の

景観に与える影響が特に大きいと認められる行為に係るものを除

く。）に限る。）

別表第二地方農林振興局長の項に次の一号を加える。

三十七 鳥取県景観形成条例第十三条第一項及び第十七条第一項の規

定による必要な措置を講ずべきことの指導（木竹の伐採及び都市計

訓 令

与える影響が特に大きいと認められる行為に係るものを除く。）に
限る。）

別表第二土木事務所長の項第三十一号中「第三十四号まで」の下に

「及び第三十七号」を加え、同項に次の一号を加える。

三十七 鳥取県景観形成条例第十三条第一項及び第十七条第一項の規

定による必要な措置を講ずべきことの指導（建築物等の新築、増築、

改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域内におけ

る土地の区画形質の変更に係るもの（周辺の景観に与える影響が特

に大きいと認められる行為に係るものを除く。）に限る。）

附 則

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

鳥取県訓令第十二号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成五年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を

次のように改正する。

別表中

本 庁	
課長補佐 室長 室長補佐 総括主計員	係長 総務室主任 主幹 主計員 副検査専門員 企画員 分室長 小作主事 専門技術員 船長 機関長 右以外の職員
課長 全県公園化推進 室長	課長補佐 室長補佐 被評定者が室に 属する職員にあ つては、室長 (全県公園化推 進室長を除く。)
部長 局長	課長 全県公園化推 進室長
を	

本 庁	
課長補佐 室長 室長補佐 総括主計員	係長 総務室主任 主幹 主計員 副検査専門員 企画員 分室長 小作主事 専門技術員 船長 機関長 右以外の職員
課長 全県公園化・景 観形成推進室長	課長補佐 室長補佐 被評定者が室に 属する職員にあ つては、室長 (全県公園化・ 景観形成推進室 長を除く。)
部長 局長	課長 全県公園化・ 景観形成推進 室長
に	

県税事務所 福祉事務所 保健所		課長 室長	課長補佐 係長 身体障害者福 祉司 精神薄弱者福 祉司 老人福祉司	右以外の職員
課長 室長	課長補佐(係を 置く課の課長補 佐を除く。) 係長 身体障害者福祉 司 老人福祉司	次長を置かない 機関にあつては、 所長	課長 室長	被評定者が課の 内部組織に属さ ない職員にあつ ては、課長補佐
所長	課長 室長	所長	所長	所長

を

県税事務所 福祉事務所 保健所		課長 室長	課長補佐 係長 精神薄弱者福 祉司	右以外の職員
課長 室長	課長補佐(係を 置く課の課長補 佐を除く。) 係長	次長を置かない 機関にあつては、 所長	課長 室長	被評定者が課の 内部組織に属さ ない職員にあつ ては、課長補佐
所長	課長 室長	所長	所長	所長

に、

める。

福祉相談センター 衛生研究所 精神保健センター 工業試験場 食品加工研究所 農業試験場 園芸試験場 畜産試験場 中小家畜試験場 林業試験場	課長 課長 室長 分場長 試験地長	右以外の職員 身体障害者福祉社	課長補佐	福祉相談センター 衛生研究所 精神保健センター 工業試験場 食品加工研究所 農業試験場 園芸試験場 畜産試験場 中小家畜試験場 林業試験場	課長 課長 室長 分場長 試験地長	右以外の職員 身体障害者福祉社	課長補佐
次長	次長を置かない 機関にあつては、 機関の長	課長	課長	次長	次長を置かない 機関にあつては、 機関の長	課長	課長
機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長

に改

を

附 則

この訓令は、平成五年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百七十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年十月一日から施行する。

平成五年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町	株式会社山陰合同銀行
東漁業協同組合	本所	豊房	大山支店
岩美郡岩美町大字大羽尾	岩美郡岩美町	株式会社山陰合同銀行	岩美支店

を

香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町	株式会社山陰合同銀行
豊房	豊房	大山支店	大山支店

に改める。